

大学等における安全保障貿易管理について

- 周知用ポスターP.2
- リーフレット(2種)P.3~6、P.7~8
- アドバイザー派遣事業のご案内P.9~10

先生！ その大事な**研究**が

大量破壊兵器などに**使われない**ためにも

あなたの**意識と行動**が**重要**です。

「**技術の提供**」や

「**研究資材の持出し・送付**」

その前に、こちらの**相談窓口**へ**確認**を！！

※このスペースには、大学・研究機関として設置している相談窓口や責任者などの連絡先を記載し、活用してください。



詳しい情報は
こちらをご覧ください

- ① 安全保障貿易管理ホームページ
インターネットで「経済産業省 安全保障貿易管理」で検索
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ② 大学・研究機関向けQ&A
大学・研究機関の方からよくあるお問合せとその回答
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigakuqanda/daigakuqanda.pdf>
- ③ 安全保障貿易管理説明会の開催状況
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar00.html>

その他、ご不明な点については、以下までお問い合わせください。

■ 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理制度、外為法の解釈についてのお問い合わせ
安全保障貿易管理課 ————— ☎03-3501-2800

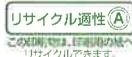
許可申請、該非判定についてのお問い合わせ
安全保障貿易審査課 ————— ☎03-3501-2801

輸出者等遵守基準、輸出管理内部規程についてのお問い合わせ
不正輸出などのご連絡
安全保障貿易検査官室 ————— ☎03-3501-2841

安全保障貿易管理についての一般的なお問い合わせ
安全保障貿易 案内窓口 ————— ☎03-3501-3679

■ 大学・研究機関における相談窓口は…

※このスペースには、大学・研究機関として設置している
相談窓口や責任者などの連絡先を記載し、活用してください。



先生!!

待ってください!!

ちよっと

その大事な研究が
大量破壊兵器に使われ、
世界のどこかで悲劇を
生むかもしれません!!

Attention

国際交流の推進は大切ですが…

たとえ、研究・教育のためであっても、

- ① 規制対象貨物を輸出しようとする際
 - ② 規制対象技術を提供しようとする際
- には、外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づき、
経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

安心して研究を行うためにも一人一人の意識と行動が重要です。

外為法の罰則は、違反行為を行った関係者のみならず、法人も対象となり得ます。万が一、外為法違反に問われた場合は、組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。



経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

「自分は兵器開発の研究なんてしていない」と考えていたら...

例えば...

1 原子力工学・放射性材料化学

色素レーザー光による²³⁵U励起スキームの研究(同位体分離、同位体応用、ウラン濃縮)

複数の色素レーザー光を照射してU(ウラン)同位体のうち²³⁵Uを選択的に励起して光電離。回収されたイオンを電極板に回収し、²³⁵Uを濃縮。

2 構造力学・材料工学

炭素繊維強化炭素複合材料の製法の研究(高温耐熱材料)

炭素繊維を補強材とした複合材料を製作し、その力学的特性及び機能的特性を高性能化。

3 生化学

炭疽菌の研究(炭疽菌)

炭疽菌の芽胞を対象として、炭疽菌の病原性、ワクチン、炭疽の診断法に関する研究。

4 半導体工学、情報科学

高分解能赤外線撮像システムの研究(光電物性、画像処理、画像認識)

砒化ガリウムを用いた高分解能近赤外光用イメージ増強管を用いた画像認識装置の研究。

大量破壊兵器などに転用される可能性があったとは!!

転用されると...

1 原子力工学・放射性材料化学

色素レーザー光による²³⁵U励起スキームの研究(同位体分離、同位体応用、ウラン濃縮)

核兵器の原料精製のためのウラン濃縮装置の設計に転用可能【2の項(31)】。

2 構造力学・材料工学

炭素繊維強化炭素複合材料の製法の研究(高温耐熱材料)

ミサイルの推進用ロケットモーターのノズル部分に転用可能【4の項(15)】。

3 生化学

炭疽菌の研究(炭疽菌)

炭疽菌の芽胞をエアロゾル化しやすい形態に加工して散布し、肺炭疽の発生を謀るなど、生物兵器へ転用可能【3の2項(1)】。

4 半導体工学、情報科学

高分解能赤外線撮像システムの研究(光電物性、画像処理、画像認識)

夜間戦闘用ナイトビジョンなど、通常兵器に転用可能【10の項(2)】。

こんなこと、ありませんか？

- 手作りの携行品、旧式や無償の資機材も「貨物」であり、ハンドキャリーでの持ち出しも「輸出」です。
- 外国の研究者や留学生への研究指導などは日本国内で行う場合であっても、規制対象の「技術提供」となる可能性があります。

大学・研究機関でよく見られる外国への技術提供や輸出の機会の例

主な機会	主な具体例
留学生・外国の研究者への研究指導や研究交流	実験装置の貸与、試作 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 授業、会議、打合せ 研究指導、技術指導
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 会議、打合せ
学術研究を目的とした研究試料などの送付・持ち出し	サンプル品の送付・持ち出し 自作の研究資機材を携行
外国からの施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 工程説明、説明資料配付、実験機器の説明
外国の研究者などが参加する非公開の講演会・展示会	技術情報の口頭発表 技術情報のパネル展示

特に管理が必要な技術・学問分野の例

- 原子力技術
(原子核反応、中性子工学)
- 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- 自動制御技術、ロボット技術
- 化学・生化学（特に人体に有害な化学物質、解毒物質）
- バイオテクノロジー・医学
(ウィルス、細菌、毒素)を含む生物学
- 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- 規制される貨物の設計、製造、使用するために設計したプログラム



■ たとえ最先端の学問分野でなくても、幅広く規制対象となり得ます。

■ 原子力、機械工学、生命化学などの学問分野はもちろん、理学、農学、医学など自然科学分野全般にわたって、安全保障上懸念がある用途に利用できる可能性があります。

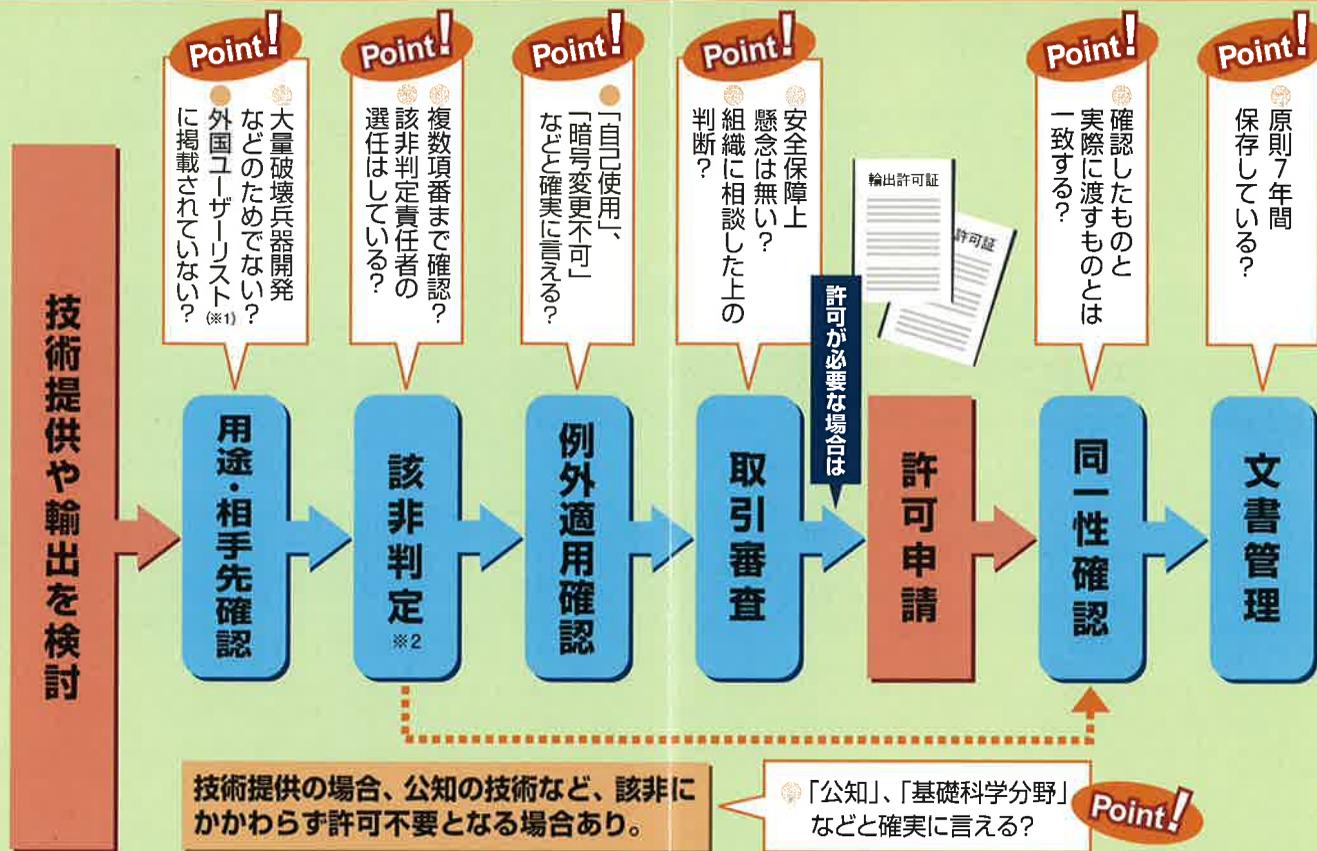
このような場面で管理を求める、安全保障貿易管理とは...

国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供や輸出となるものを事前にチェックし、懸念のある行為を行わないこと。

それは、皆さんと皆さんの家族や友人、また皆さんが所属する大学、研究機関、そして日本、世界の人々が安心・安全に暮らせるために必要な取り組みです。

大学・研究機関における管理手続の流れの例

～安心して研究活動を続けるために～



※1 経済産業省が公表している大量破壊兵器の開発などへの関与が懸念される企業・組織のリスト。

※2 輸出する貨物又は提供する技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

輸出者等遵守基準

平成22年度から外為法に規定された、技術提供や輸出を継続的に行う者が遵守すべき基準です。懸念用途にも利用可能な技術や資機材を扱う者又は組織は、研究機関といえども、これを遵守して行動することが求められます。

- Point!** 該非判定責任者の選任
- 最新の外為法の内部周知(遵守指導)
- ★機微な貨物・技術を扱う者はその他、具体的な管理手続の策定など。

輸出者等遵守基準に
 関する情報を
 入手するためには

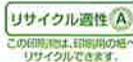
○輸出者等遵守基準説明会
 への参加(すべての方を対象)

中小企業、大学・研究機関を含む輸出者
 などの安全保障貿易管理の適正化を一層
 推進し、輸出者等遵守基準などに対応した
 輸出管理体制の構築に向けて、「輸出者等
 遵守基準説明会」(輸出者等遵守基準等の
 導入に向けて)を開催しています。

その他、輸出者等遵守基準・輸出管理内部規程の
 ご相談については、以下までお問い合わせください。

安全保障貿易検査官室
 TEL 03-3501-2841

安全保障貿易管理ホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>



輸出者等 遵守基準 への対応について

輸出管理内部規程の整備に向けて

反復継続して

- ① 貨物の輸出
- ② 技術の提供

を行う者は、
 経済産業大臣が定める
 輸出管理に係る基準に
 従う必要があります。

(Attention)

- 大量破壊兵器の開発国やテロリストは、
 輸出管理が不十分な組織を狙うかもしれません。
 それは、中小企業や大学・研究機関であっても
 例外ではありません。
- 外国為替及び外国貿易法(外為法)や
 安全保障貿易管理制度について知って
 いるだけでなく、組織として実際に
 運用していく必要があります。



<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

あなたの会社や大学 はどちらですか？

安全保障上懸念のある
 貨物の輸出について
 許可を求める外為法の
 存在を認識しておらず、
 必要な許可を得ずに
 輸出してしまった。



機械の輸出で
 売上が急上昇。



新興国・開発
 途上国への
 輸出ビジネスが
 盛んで、高性能な

外為法の規制内容について
 関係部門に周知されており、
 必要な許可を取得した上で
 輸出を行った。

許可が必要かどうかの
 確認(該非確認)を行う者が
 誰もおらず、許可が必要な
 案件であることを認識せず、
 相手の求めるまま無許可で
 送信してしまった。



電子メールで
 送付して欲しいと
 連絡があった。



外国の
 共同研究先から
 規制対象技術の
 図面データを

組織内の該非確認責任者に
 判断を求めたところ、
 役務取引許可を取得後に
 提供しなければならない
 案件であると判断し、
 許可を取得してから送信した。

技術の用途や需要者を
 確認する手続きがあいまいで
 十分確認せず、相手の求める
 まま提供してしまった。



「外国ユーザーリスト」
 掲載企業から
 技術提供の
 依頼を受けた。



経済産業省が
 懸念のある
 需要者として
 公表している

技術の用途や需要者を
 手続に従って確認したところ、
 核兵器の開発に利用される
 おそれがあった。
 そのため、提供を取り止めた。

営業部門の独断で十分な
 調査もせず、輸出してしまった。



通常よりも
 支払の金額や
 条件が、
 はるかに良い。



海外の
 某機械メーカー
 から突然大量の
 貨物の引き合い
 があった。

疑義があったため
 輸出管理部門に相談。
 調査の結果、懸念国に転売
 するための引き合いで
 あったことが判明したため、
 輸出を取り止めた。

こうした対応を続けていると...

外為法違反に問われる可能性があります!

懸念国でミサイル
開発に転用

不正な輸出、技術提供

核兵器開発に
不可欠な技術の流出

最大で10年
以下の懲役
法人の場合:最大で10億円
以下の罰金
個人の場合:最大で3,000万円
以下の罰金

3年以内の
輸出・技術提供の禁止

不正な輸出や技術提供を
防ぐためにも

輸出者等遵守基準に従う必要があります。

遵守基準
違反

指導・助言

勧告

命令

最大で6か月
以下の懲役
最大で50万円
以下の罰金

こうした事態を防ぎ、
組織として行う輸出や
技術提供に伴うリスク
を回避するためにも



外為法の罰則は、実際に違反行為を行った関係者(個人)のみならず、法人自体も対象となり得ます。万が一、外為法違反に問われた場合は、組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。

輸出者等遵守基準に則った自主管理が重要です。



事業遂行における
大きなリスクを回避



国際平和
への貢献



輸出者等遵守基準

まずは次の2項目からスタート!

- ① リスト規制品・技術に該当か非該当かを確認する責任者を明確に!
- ② 責任者や担当者に対し、法令遵守のため必要な指導を!

機微な貨物・技術を扱う場合は、大量破壊兵器などに転用されるおそれがあるので、次の9項目にも取り組んでください。

- ① 組織を代表する者を輸出管理の責任者に!
- ② 輸出管理体制(業務分担・責任関係)を明確に!
- ③ リスト規制品・技術に該当か非該当かを確認する手続を明確に!
- ④ 用途や需要者を確認する手続を明確に!
- ⑤ リスト規制品・技術か否かを確認したものと、出そうとしているものが一致するかを確認!
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努める!
- ⑦ 法令に則った輸出や技術提供を実施するための研修の実施に努める!
- ⑧ 輸出・技術提供関係の文書などを適切な期間保存するよう努める!
- ⑨ 法令違反などの発覚時には、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止策を実施!

さらに進んで、輸出者等遵守基準より高レベルの輸出管理体制を整備した「輸出管理内部規程」を策定すると…

- 自主管理体制が整っていると認められれば、「包括許可制度^{*}」を利用可能です。
- 個別に許可申請を行う場合にも、優先的に審査されます。
- 公表を希望する場合は自主管理体制を整えた組織(企業、大学・研究機関など)として、安全保障貿易管理ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)にて公表します。

* 許可を一件ごとに取得することなく、一定の範囲について包括的に取得できる制度。

大学・研究機関における安全保障貿易管理体制の 運用改善・構築を支援するための

アドバイザー派遣事業のご案内

事業の目的

? なぜ今、安全保障貿易管理が重要なのか？

国際的な学术交流が進展し、共同研究の機会や留学生の受入れが拡大する中、大学や研究機関が保有する機微技術の流出の懸念が高まっています。
このため、**安全保障貿易管理への厳格な取組みが必要**となっています。

? アドバイザー派遣事業とは？

経済産業省は、大学等における安全保障貿易管理の**着実な実施及び構築を支援**するための**アドバイザー派遣事業**を昨年度に引き続き実施します。

アドバイザーは実際に大学等で管理体制の運用改善や構築に携わった経験を豊富に持っています。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣をご活用下さい。**支援費用は発生しません。**

(経済産業省より 株式会社野村総合研究所 受託)

安全保障貿易管理・運用上の課題解決や
管理事案の相談について支援します

内部管理規程の策定など体制構築を支援します



お申込み・お問合せ窓口

派遣のお申込み ・事業 に関するお問合せ

株式会社野村総合研究所 安全保障貿易自主管理促進事業 事務局
Tel : **03-5877-7371** (受付時間 10:00~16:00)
Email : **export_control@nri.co.jp**
担当 : 河原、芦田、霜越 (しもこし)
期間 : 2020年4月1日~2021年3月31日

安全保障貿易 管理制度概要 に関するお問合せ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 大学指導班
Tel : **03-3501-2800**
Email : **qqfcbh@meti.go.jp**

公式サイトでは、安全保障貿易管理に関する
各種資料、新着情報などを掲載しています
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

管理体制の運用改善・構築におけるアドバイザーの役割

管理体制の運用改善・構築の実施項目や検討内容は、それぞれの大学等により様々です。以下は、その一例です。

派遣するアドバイザーは、大学等の検討・運用状況に応じた支援・助言を行います。支援・助言は、**大学等への実際の訪問**の他、**電話・メール等でも実施**します。

大学等における実施検討項目例



個別の取引の管理方法を相談したい



学内への周知を進めたい



幹部・教職員の理解を得たい



現在の管理体制を改善したい



新たに管理体制を構築したい

アドバイザーによる支援内容例



大学等の体制に即して助言します



学内説明会資料の作成を支援します



説明会における説明支援を行います



体制改善のための対応を行います
(課題聞き取り、助言等)



管理体制の構築を支援します
(内部管理規程案の確認等)

アドバイザー派遣制度を利用した大学等担当者の声



本学の状況をご理解いただいたうえで、
規程の修正に向けて大変丁寧にご指導
いただきました。

学部の研究内容に即した内容で講演い
ただき、学内の周知活動に大変効果
的でした。



実施状況のモニタリングや関連会議出席
のために何度もお越しいただき、**手厚くサ
ポート**をくださり、とてもありがたいです。

色々な事例をご紹介いただき、非常
に参考になりました。



体制構築・規程作成に向け、段階的に
目標を設定していただき、**計画的に進
める**ことができました。

個別案件にて、必要書類の準備など
実務レベルでの対応方法をご助言
いただき、輸出管理の運用改善が進み
ました。

